

児童扶養手当の誤支給について

1 概要

令和7年11月中旬、支給事務の確認作業の中で、児童扶養手当額の算定において、障害厚生年金（3級）の取扱いの解釈を誤り、令和3年3月以降の一部手当で誤支給があることが判明しました。

2 誤支給の内容

令和3年3月の児童扶養手当法改正により、手当の支給基準が緩和された際、本改正の対象外である障害厚生年金（3級）の受給者に対し、手当を支給したことで発生したものです。

3 誤支給の原因

令和3年3月の児童扶養手当法の改正内容に対する職員の理解不足と誤った理解のままその後の事務処理の引継ぎが行われたことが原因です。

4 誤支給の内訳

- ・対象者 2世帯
- ・誤支給額 ① 2,480,430円（令和3年3月分から令和7年10月分まで）
② 806,320円（令和5年10月分から令和7年3月分まで）
計 3,286,750円

5 対象者への対応

個別にご連絡のうえ、上記誤支給の経緯を丁寧にご説明し、お詫びいたしました。
誤って支給しました手当については、今後返還を丁重にお願いしてまいります。

6 再発防止策

今後、法改正等により制度が変更となる場合は、関係機関等への改正内容等の確認を徹底とともに、所管における制度理解を徹底いたします。また、支給決定する際には、必ず複数人で確認することにより、適正な事務の執行を確保してまいります。

対象となった方に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げるとともに、再発防止に向けて取り組んでまいります。

【問合せ】

小平市こども家庭部

子育て支援課 担当：村田

Tel : 042-341-1211 (R8.1.4まで)

042-346-9821 (R8.1.5から)

Fax : 042-346-9200

E-mail :

kosodateshien@city.kodaira.lg.jp

【添付資料】

- 写真 枚
- チラシ
-